

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月23日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第55号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第7条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、 <u>第8条</u> 関係）				

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1 略
2 香川県立高松高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員
項 訓練課程 訓練科 訓練期間 定員
1 普通課程 電気システム科 2年 15人
略

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1 略
2 香川県立高松高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員
項 訓練課程 訓練科 訓練期間 定員
1 普通課程 <u>電子システム科</u> 2年 15人
略

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 香川県立高松高等技術学校に係る普通課程の電子システム科は、改正後の別表第1の規定にかわらず、平成23年3月31日まで存続するものとする。